

令和4年度 第12回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和5年3月10日(金) 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 倉吉市役所 本庁舎3階 大議室

3 出席委員 (26人)

会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
5番 吉村年明 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 河野正人 委員
8番 福井章人 委員	9番 鐵本達夫 委員	10番 衣笠健一郎 委員
11番 室山恵美 委員	12番 山下賢一 委員	13番 筏津純一 委員
14番 松本幸男 委員	16番 山田有宏 委員	17番 原田明宏 委員
18番 數馬 豊 委員	19番 美田俊一 委員	

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
山本淑恵 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員	鳥飼 巧 委員

4 欠席委員 (1人)

藤原 治 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第78号 農用地利用集積計画の決定について

議案第79号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第80号 倉吉市農業委員会の「別段の面積」の廃止について

議案第81号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

生活産業部農林課職員

主任 中嶋 美佐子

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和4年度第12回農業委員会会議を開会致します。初めに山協会長よりごあいさつをお願い致します。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願い致します。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。14番 松本委員、16番 山田委員に議事録署名人をお願い致します。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届が出ている農業委員を報告致します。藤原推進委員が体調不良のために欠席です。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局よりよろしくお願い致します。

事務局 令和4年度第12回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり2件の申請がございます。番号1は贈与による所有権移転、番号2は売買による所有権移転でございます。下限面積については備考欄に記載のとおりで、いずれも許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページ記載のとおり1件の申請がございます。〇〇〇〇地内における貸家用駐車場の整備で、申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用に指定されておりますので農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案6ページ記載のとおり3件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇〇〇〇〇〇地内における店舗用駐車場の整備で、申請地は準工業地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇〇〇〇〇〇〇地内における一般住宅の建築で、申請地は第1種住居地域に指定されております。農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号3は〇〇〇〇〇〇〇〇〇地内における一時転用でございます。申請地の隣接地で住宅建築がございまして、その資材置場、駐車場として利用するものでございます。農地区分は第2種農地で、許可根拠は一時転用によるものでございます。

議案第78号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の9ページから32ページのとおり70件の利用権設定の申し出と、議案33ページのとおり1件の所有権移転がございます。

続いて、議案第79号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございます。議案40ページのとおり1件の編入の協議が出ております。

議案第80号 倉吉市農業委員会の「別段の面積」の廃止についてでございます。これはまた後で説明をさせていただきます。

議案第81号 農用地利用配分計画については議案53ページから55ページのとおり11件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 　ただ今議案について説明がございました。早速協議に入らせていただきます。議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さまにお諮り致します。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 　質疑がないようですので、議案第75号について賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 　はい、全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 　続きまして議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮り致しますが、本件につきましては本日午前11時00分より当番委員であります美田委員、田倉委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して田倉委員より報告をお願い致します。

田倉推進委員 　田倉でございます。それではご報告申し上げます。この件につきましては問題なしとさせていただきたいと思っております。以上です。

議長 　はい、ただ今報告のありました第76号につきまして質疑を求めます、ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致します。本件につきましても先程同様調査に行っておりますので、引き続いて田倉委員より報告をお願い致します。

田倉推進委員 それでは報告申し上げます。この件につきましても問題なしとさせていただきたいと思えます。

議 長 現地の調査報告で何ら問題なしということでございますので、議案に対する質疑を求めます、ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。

議案第78号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第78号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致しますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

9ページ番号1番から10ページ番号3番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6 番 それでは、15番 山脇委員の案件について審議致しますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので9ページ番号1番から10ページ番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。申請番号1番、〇〇の1筆の田、3, 167㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他10ページの番号3番まで、合計致しまして5筆、10, 324㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定致しました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長 それでは続きまして10ページ番号4番から11ページ番号7番の〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 10ページでございます。申請番号4番、〇〇〇〇〇〇〇の2筆、3, 981㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他11ページの番号7番まで、合計致しまして10筆、16, 231㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

ものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今藤井委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして11ページ番号8番は、17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 11ページでございます。申請番号8番、〇〇〇〇〇〇の7筆17, 114㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、それでは原田委員の案件につきまして、質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして12ページ番号9番から11番は、18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議長 事務局、説明してください。

事務局 12ページでございます。申請番号9番、〇〇の4筆の田、8,538㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他12ページの番号11番まで、合計致しまして8筆、19,018㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今数馬委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認と致しまして、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして13ページ番号12番から番号14番は、西谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議長 それでは事務局説明してください。

事務局 13ページでございます。申請番号12番、〇〇の1筆、578㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他13ページの番号14番まで、合計致しまして6筆、7,656㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今説明がございました西谷委員の案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しますので、西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続きで全体の説明を事務局よりお願いします。

事務局 9ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は229,562㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、9ページから32ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして33ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆3,958㎡の畑でございます。対価は593,700円、10アールあたりですと150,000円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、34ページから37ページの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、38ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、議案第78号について事務局より説明がございました。全体の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第78号農用地利用集積計画の決定については、承認と致します。

議案第79号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして議案第79号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について事務局説明をお願いします。

事務局 議案第79号についてご説明申し上げます。議案40ページ記載のとおり1件編入の協議を受けております。41ページの資料から説明させていただきます。

議案第80号 倉吉市農業委員会の「別段の面積」の廃止について

議長 続きまして49ページを開いていただきたいと思います。議案第80号 倉吉市農業委員会の「別段の面積」の廃止についてお諮り致します。事務局説明してください。

事務局 議案第80号についてご説明申し上げます。議案49ページに記載のとおりでございますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律がこの4月1日から施行されることに伴いまして、この中に農地法の改正も書かれておりまして、農地の権利移動に係る下限面積要件が令和5年3月31日をもって廃止されることとなっております。このため倉吉市農業委員会が設定する別段の面積についても廃止しまして、直近の告示である令和4年倉吉市農業委員会告示第10号を同じ令和5年3月31日限りで廃止するものでございます。廃止の告示案につきましては、50ページに記載のとおりでございます。尚、下限面積の要件は撤廃されますが、その他の要件であります農地の全部効率利用ですとか農作業の常時従事原則150日、あとは地域調和等の要件については引き続き継続されます。以上でございます。

議長 ただ今議案第80号について、説明がございました。ただ今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。いつも別表にあってそれを基に私らも審議したりしておりましたけれども、それがなくなるということで。ただし誰でもかれでもないからということじゃなくて、今おっしゃったようにやっぱり投機的なやり方でなくてってということを見ながら運営していくということなんでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 鐵本委員のおっしゃるとおり、先程も説明したんですけど基本的には農業される方が農地の所有権移転はできるという考え方については変更がございませんので、そちらの要件についてはこれまでどおり審議をしていただくようになります。

9番 はい、分かりました。

議長 その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議案第80号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。

議案第81号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして議案第81号 農用地利用配分計画について事務局より説明をしてください。

事務局 はい、53ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、53ページの番号1番から55ページの番号11番までのおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で29筆、41,945㎡の田、畑でございます。

配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、56ページから65ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

補足ですけど、54ページ番号7番〇〇〇さんは認定新規就農の予定であります。

同じく54ページ番号10、55ページ番号11ですけど、所有者は経営移譲年金を受給している〇〇〇〇さんで、耕作者は農地法第3条の使用貸借している子どもさんの〇〇〇〇さんから農地を整理したいと相談を受けました。それで農業者年金基金とか確認したり、相談した結果、農地法第3条の使用貸借を解約しても、所有者が機構に出せば年金は継続できる制度があり、その制度を利用して結果的には孫の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが一緒にブロッコリーを耕作することとなった、とのこと。以上でございます。

議 長 ただ今議案第81号について詳しく説明がございました。皆さんの方で質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認とさせていただきます。以上で議事は終了と致します。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思っております。それでは(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、事務局より説明をしてください。

事務局 (1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について報告させていただきます。2ページ及び3ページにつきましてはいずれも倉吉市の文化財課が実施する埋蔵文化財の試掘調査に伴う一時転用でございます。これは市の文化財課が直営で調査を行うものでございまして、届出地、転用期間についてはそれぞれ記載のとおりでございます。4ページ及び5ページにつきましては既に以前届出があった鳥取県の実施する災害復旧工事に伴う一時転用について、いずれも工期の延長に伴って一時転用期間を延長されるものでございます。届出地及び延長期間についてはそれぞれ記載のとおりですので、ご確認ください。

おります。以上です。

議 長 じゃあ引き続きをお願いしたいと思います。続きまして②吉村委員。

5 番 まだ行ってないです。

議 長 3月15日で切れちゃうけ、なら責任持ってくださいね。
では(4)の農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦及び応募について、
梶本主幹。

事務局 はい、農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦及び応募についてでございます。記載のとおりで、いよいよ来週の金曜日3月17日から応募が始まります。申請用紙と募集案内を事務局の方に置いておりますし、今日書類の方を持ってきておりますのでぜひ希望の方は持って帰っていただきたいと思っております。ホームページでも様式をダウンロードできるように昨日させてもらっております。以上です。

議 長 ただ今推薦応募についてございましたが、国の方から、農業会議所の方から女性の委員を何パーセントかな、増やせということが来ております。倉吉においてもですね、今はそういう選挙区とかないんですけど第1、第2、第3とか地域ごとにまとめておりますが、複数のところはできるだけ女性の委員を1名にして欲しいなというふうに思っておりますので。例えば3名のところは1名女性にするとかね。今、北谷は3名のところを推進委員に1名女性が出ておりますけど、関金も1名です。そういう形をできれば取って欲しいなという国からの要望、県の農業会議からも前回の会長研修会でも要望が出ておりましたので、その点について頭の中に入れてもらって次出られる人の推薦等もお願いしたいと思います。はい吉村委員、何かありますか。

5 番 今さっきの件なんですけれど、これは〇〇さんという名前になっておりますけれども、〇〇さんと兄弟で分けとんなる田んぼなんですわ。今現在この話は進行中です。うちもまあ作らせてもらうんですけど、作らせてもらうと言うよりも管理させてもらうと言った方がいいのかな、と思っております。その話は進行中です。

議 長 まあ、面積が小さいけ大変だけんな。それでは(4)については皆さんの方で何かありませんね、よろしいですか。

(なしの声)

議 長 はい、(5)活動日誌の提出について。

事務局 農地利用最適化業務活動日誌の提出について、ということで記載のとおり令和5年3月15日の水曜日までに3月分及びそれまでの分の提出をお願いしたいと思っております。例年、県の事務検査というのをいつも4月入ってすぐ受けとるのが実情で、これまでも3月分は決まった状態なんで。今年に関しては毎月8枚皆さんにお願いしてますので、それもどうだろうと思ってこの会議の

前に確認ということで県の経営支援課に問い合わせさせてもらったんですけど、やっぱり事務検査は3月末までの業務日誌が4月の当初にないといけないということで、そこは何ら変わりはない。ある町村によってはわざともう2月末で切っているところもあるんですけど、うちはそういうふうにはしてないし。とにかく3月末までの分を4月の中旬に事務検査をきちっと受けるということでありますので、私の方から3月15日を過ぎたらない方には電話させていただきますので、出されてない方は私の方から電話があるという認識を持っていただければと思います。以上報告でございます、よろしくお願いいたします。1枚1枚この紙の成果は交付金の方に返ってきて、ちゃんと配分するような書類の方をこの2、3ヶ月掛けて作成して、この1枚1枚の紙が有効に活用されるというか有効に金額に変わるといことなので、私も必要だと思っていますので。

議 長 皆さん出してください。お金を使ってないようですので、どんどん取ってください。そういう指示がありましたので。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは(6)その他の項で皆さんの方から何かありましたら。

(なしの声)

議 長 1年1回の定期総会について、できれば元に返して5月の総会の時にしたいという計画を立てたいと思いますので、企画委員会、そして総務委員会等はまた追って連絡して集まっていただくようにしたいと思いますので、間に合うように。よろしく、委員の方はお願いしたいと思います。

事務局 1月に緑色の紙で日程表の方を付けさせてもらいました。定期総会を6月と目標をさせてもらってたんですけど、6月ではなく5月でちょっと早めにいきたいというふうに考えてこれから行動させていただきますので、よろしくお願いいたします。企画委員会は通常どおり来月の後にする予定になるかと思うんですけども、総務委員会の方が中途の時に通知文を改めて出しますけど、ちょっと中途になって来ていただくようになるとと思います。お手数掛けますけど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 以前からずっと5月に定期総会をしておりましたので、6月と事務局からあったんですけども6月は議会のちょうど開会中でもありますし、市長も出席する会ですので、やっぱり5月にした方がいいかなということで今日皆さんにご連絡をさせていただきました。以上です。

その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会と致します。お疲れ様でした。

— 午後2時20分 閉 会 —